



**今年も「こまえ平和フェスタ」にご参加を!**

**2018年8月12日(日)午後1時~4時(開場12時半)**

**狛江エコルマホール(狛江駅前 0X4階)**

今年で14回目になります。テーマは「平和な未来を子どもたちへ」です。不安に満ちた世界・日本に生きている私たちは、子どもたちにどんな未来を手渡せるのでしょうか。「平和」とは何なのでしょう?

日本と同じ「平和憲法」を持ちながら全く違った形で世界平和に貢献している中米のコスタリカ。パネルディスカッションでは「平和ってなあに?~コスタリカから学ぶことは~」と題して、軍事費をすべて教育に回した小さいけれど「豊かな」国のことを知り、考えたいと思います。

他に、二等兵としての戦争体験談を伺ったり、様々な平和を願う展示を楽しんでいただけます。もちろん歌や踊りでも平和への思いを感じてください。

約1年かけて多くの狛江市民が協力して創り上げる「こまえ平和フェスタ」。当日会場で一人でも多くの方にお会いできるのを楽しみにしています。

こまえ平和フェスタ 2018 実行委員長 二階堂まり

※同封されたチラシをご覧ください。

「こまえ平和フェスタ」を起源に、同じ思いの市民が行った「市民発・平和フェスタ」を起原に、同じ思いの市民が、狛江市に共催を申し入れることにより実現した催しです。それ以来、各分野の市民でつくったフェスタ実行委員会に、当会の世話人数名が加わり、共に準備を進めています。狛江市で三五年前(一九八二年六月二日)に制定された「狛江市平和都市宣言」で謳われている「憲法九条に記された『戦の放棄、交戦権の否認』を狛江市と狛江市民の行動原理とし、この精神をフェスタの基盤として、幅広い市民が狛江からいろいろな形で平和への思いを発信します。

**<協賛金も募集しています>**

今年も市との共催に至らず、会場費、印刷代などの経費の捻出に工夫や苦勞をしております。事前に集めさせて頂く一口1,000円の協賛金も大きな財源基盤になっています。(同封の「協賛金のお願い」参照。)何かと出費がかさむ折から申し訳ありませんが、お力添え下さいますよう、お願い致します。お近くに関係者のいらっしゃる方は直接お渡しください。

口座番号 城南信用金庫 狛江支店  
普通 672487

こまえ平和フェスタ実行委員会

なお、事前の協賛金をいただいた方は、当日入り口で当日の協賛金(100円以上)をお入れにならなくて結構です。



昨年の様子 平和フェスタ合唱団



ホワイ工展示



平和都市宣言朗読劇

# 憲法改正をめぐる情勢

## 改憲、安倍首相もくろみ外れる ＝議論停滞、年内発議も困難か

(6月22日時事通信より抜粋)

憲法改正の本格的議論は今国会で行われておらず、延長国会でも進まない公算が大きい。相次ぐ政権の不祥事で主要野党が対決姿勢を強め、改憲に慎重な公明党も議論に及び腰のためだ。今国会での進展を狙った安倍晋三首相のくろみは外れ、年内の国会発議も困難との見方が広がりつつある。

菅義偉官房長官は22日の記者会見で、改憲に関して「与野党を問わず、考え方を示して建設的な議論を行い、国民的な議論につなげていければと思う」と期待を示した。(中略)

公明党は国民投票法改正案について、表向きには「何としても成立させたい」(北側一雄憲法調査会長)としているが、改憲論議につなげたくないのが本音。公明幹部は「野党が反対すれば改正案の審議にすら入れない。改憲は甘くない」とほくそ笑んだ。

改憲をめぐり首相は、年頭から「国民的議論を一層深める」などと再三言及。3月には自民党内の異論を押し切り9条への自衛隊明記など改憲4項目を意見集約した。来年は統一地方選や参院選、天皇陛下退位などの大型行事が控えているため、首相には、年内の国会発議を目指して今国会で議論を加速させる狙いがあった。

首相の思惑通りに進んでいない状況に、自民党の閣僚経験者は「年内発議なんてもう無理だ」と冷ややかに語った。(2018/06/22-20:03)

## 集会などのご案内

STOP安倍政治 緊急シンポジウム 改憲を許さない市民集会 7月12日(水) 18:30～  
場所：中野 ZERO ホール 参加費：500円  
主催：安保法制の廃止と～を求める市民連合  
安倍政権の即刻退陣を要求する7・19国会前大行動 7月19日(木) 18:30～20:00  
場所：国会正門前を中心に  
主催：戦争させない～絵がかり行動実行委員会

## 日弁連：憲法改正手続法の抜本的な 憲法改正手続法の改正を求める

**日弁連会長声明** (6月27日) (抜粋)

当連合会は、憲法改正手続法に関して2009年、2018年5月、以下の8項目の見直しを求めている。

①原則として各項ごと(場合によっては条文ごと)の個別投票方式とすること、②公務員・教育者に対する運動規制は削除されるべきであること、③組織的多数人買収・利害誘導罪の設置は削除されるべきであること、④広報協議会は賛成派と反対派の委員を同人数とすべきであること、公費による意見広告は幅広い団体が利用できる制度にすべきであること、有料意見広告については、賛成派と反対派の意見について実質的な公平性が確保されるよう、慎重な配慮が必要であること及び広告禁止が国民投票の期日前14日となることが適切であるか十分に検討されるべきであること、⑤発議後国民投票までの期間は最低でも1年間は必要であること、⑥最低投票率の規定は必要不可欠であり、また、無効票を含めた総投票数を基礎として過半数を算定すべきであること、⑦国民投票無効訴訟の提起期間の「30日以内」は短期にすぎ、また少なくとも全国の各高等裁判所を管轄裁判所とすべきであること、⑧合同審査会や両議院の議決が異なった場合に開くことのできる両院協議会は各議院の独立性に反するので国会法の改正部分は削除されるべきであること。

以上の8項目のうちとりわけ、テレビ、ラジオ

日本弁護士連合会 会長 菊地 裕太郎  
の有料意見広告規制及び最低投票率制度については、上記のような見直しが早急に必要である。

憲法9条の改正など、憲法改正に向けた議論が始まりつつある中、今般提出された憲法改正手続法改正案には、見直すべき重要な課題が取り上げられていない。よって、当連合会は、改めて憲法改正手続法の抜本的な改正を求めるものである。

